

各位

全2ページ  
登録速報(2024-003)  
2023年11月7日  
クミアイ化学工業株式会社  
企画普及部普及課

## 登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。  
適用拡大登録年月日：2023年11月7日

### 記

#### 1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第 23034 号

名 称：ビームエイトモンカットフロアブル（日本農薬(株)登録）

#### 2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項を次のとおり、変更する。

- ・フルラニルを含む農薬の総使用回数の変更：

稲/「3回以内（小包装投入は1回以内）」⇒「4回以内」

- ・使用方法の変更：無人ヘリコプターによる散布⇒無人航空機による散布

#### 3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

- 1) 農薬登録申請書第8項のうち、(5)を以下のとおり変更する（変更後は別紙）。

##### 【変更前】

(5)本剤を無人ヘリコプターによる散布に使用する場合は次の注意を守ること。

##### 【変更後】

(5)本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。

- 2) 農薬登録申請書第10項のうち、(2)を以下のとおり変更する（変更後は別紙）。

##### 【変更前】

(2)無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

##### 【変更後】

(2)無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 使用前によく振ってから使用すること。
- (3) 本剤を希釈倍数250倍で使用する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式地上液剤散布装置を使用すること。
- (4) 野菜類の幼苗及びなし（二十世紀、幸水、新水等）には、薬害を生じるおそれがあるので、かからないように注意して散布すること。
- (5) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
  - ① 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  - ② 微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
  - ③ 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ④ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ⑤ 散布薬液の飛散によって自動車の塗装やカラートタンの塗装等へ影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
  - ⑥ 水源池、飲料用水等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
  - ⑦ 散布終了後は次の事項を守ること。
    - 1) 使用後の空容器は放置せず適切に処理すること。
    - 2) 機体の散布装置は十分洗浄し薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (6) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (7) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

以上